

青森県報

第三千九百四号

平成二十六年
十月六日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
公共測量の実施	(監 理 課)	二
右 同	(同)	二
道路の区域の変更	(道 路 課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県 民 生 活 文 化 課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 政 策 課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(道 路 課)	五
ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札	(会 計 管 理 課)	六
建設業者の許可の取消し	(西 北 地 域 民 局)	七
右 同	(上 北 地 域 民 局)	八

告

示

青森県告示第七百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
	社会福祉法人智巧会	五所川原市大字姥范字桜木四二四の一				

青森県告示第七百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
	社会福祉法人智巧会	五所川原市大字姥范字桜木四二四の一				

青森県告示第七百十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（十和田・八戸国道管内道路基準点整備業務）

三 測量の期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年二月二十七日まで

四 測量の地域

三戸郡三戸町大字目時〜上北郡野辺地町字柴崎地内
三戸郡階上町大字道仏像〜十和田市大字三本木地内
八戸市長苗代二丁目〜三戸郡南部町大字剣吉地内

青森県告示第七百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（青森・弘前国道管内道路基準点整備業務）

三 測量の期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年二月二十七日まで

四 測量の地域

東津軽郡平内町大字狩場沢〜青森市長島二丁目地内
平川市碓ヶ関〜青森市長島二丁目地内
青森市大字新城〜青森市大字平新田地内

青森県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道 三三三九号	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
		北津軽郡中泊町大字小泊字築上一六〇の二から 北津軽郡中泊町大字小泊字築上一三三二の一まで	前 二二・八〇メートルから 一六・五〇メートルまで	二二・八〇メートルから 一六・五〇メートルまで	四五・〇〇メートル	
			後 七・三〇メートルから 九・四〇メートルまで	七・三〇メートルから 九・四〇メートルまで	五三・二〇メートル	

青森県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三九号	北津軽郡中泊町大字小泊字築上一六〇の二から北津軽郡中泊町大字小泊字築上一三二の一まで	平成二六・一〇・六
県道五林平藤崎線	北津軽郡板柳町大字滝井字前田二の三から北津軽郡板柳町大字滝井字西田一九の一まで	〃

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年九月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 harappa

三 代表者の氏名
三上 雅通

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字元長町二五

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市吉野町にある煉瓦倉庫を拠点としつつ、ここに留まることなく、しなやかな心と体を駆使してアートの豊かな世界を創出し、広く市民と共にそのアートの放つ豊かな世界感を享受することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー青森店ショッピングセンター

青森市浜田一丁目一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 亀井淳	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 戸井和久	平成二六・一〇・一五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日

	株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目二の 一 代表取締役 城戸一弥	二〇・二二〇
	株式会社ソニー 秋田県秋田市卸町三丁目七の三 代表取締役 今野創	一八・五二一
	株式会社めものや 島根県松江市嫁島町一四の二三 代表取締役 新宮寛人	二三・五二一
	株式会社みちのくジャパン 岩手県北上市大通り四丁目四の二 代表取締役 小原寛	二三・二〇・二七
	株式会社青木商店 福島県郡山市八山田五丁目四〇五 代表取締役 青木信博	二四・三二六
	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	二五・五二一
	株式会社三貴 東京都台東区浅草橋五丁目二五の 一〇 代表取締役 木村和巨	二六・三二二

四 届出年月日

平成二十六年九月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年十月六日から平成二十七年二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年二月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

道路情報データベース改修・機能追加業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県県土整備部道路課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年八月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部

青森市松原一丁目一四の一八

六 契約金額

七千三百四十四万円

七 随意契約の理由

道路情報データベースは現在運用しているところであるが、当該システムは東日本電信電話株式会社が開発したシステムであり、同社はシステム構成、使用アプリケーションやプログラムを熟知しており、今回のシステムウエアの改修及び機能追加の業務を遂行可能な者は同社以外に存在しないことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定に該当すると認め、随意契約するものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内であることを確認し、直ちに相手方に対し、口頭により通知したものである。

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ノート型パーソナルコンピュータ 二百五十一台

二 納入期限

平成二十七年一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年十月三十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年十一月十七日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和二十九年三月)

月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Notebook personal computer: 251

2 Place of delivery:

Sanpachi Educational Office, Seihoku

Educational Office, Shimokita Educational

Office and 57 Aomori prefectural schools

3 Due date:

30 January, 2015

4 Time limit for tender:

17 November, 2014

(Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9105

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 企業組合いえナビ

二 代表者の氏名 尾崎 賢

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田一六の二八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第四〇〇三三三三号

五 取消年月日 平成二十六年九月五日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、左官、とび・土工、石、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラ
ス、塗装、防水、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ビルドライブ

二 代表者の氏名 山口 明広

三 主たる営業所の所在地 十和田市ひがしの二丁目一三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇二七一号

五 取消年月日 平成二十六年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年八月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、
届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該
当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭